

令和5年度 中央区立月島第一小学校 学校いじめ防止基本方針

平成27年3月13日校長決定

改訂 令和5年4月1日

いじめの防止は、教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。いじめをなくすためには、日頃から個に応じたわかりやすい授業を行うとともに深い児童理解に立ち、児童が楽しく学びつつ、生き生きとした学校生活が送れるようにしていくことが重要である。

いじめの問題は、どの学校でも、どの児童にも起こりうるとの認識に立ち、教育委員会や学校、家庭、地域が連携して、「いじめを生まない学校づくり」など未然防止への取組を進める。また、いじめ等の様々な問題行動への対応については早期発見・早期対応を基本とした取組を講じ、機動性・即時性をもって速やかに解決に努めるとともに、問題を抱える児童一人一人に応じた指導・支援を積極的に進めていく必要がある。特に、以下の点を踏まえて適切に対応していく。

1 いじめ問題等への学校の基本的な考え方

(1) 学校を挙げた対応

- ① 本校ではいじめの定義を次のようにとらえる。「いじめとは、当該児童が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」なお、起こった場所は学校の内外を問わないものとする。
- ② 児童が安全に安心して学校生活が送れるよう、学校全体で「いじめを生まない学校づくり」をめざす。
- ③ いじめは、どの児童、どの学級、どの学校にも起こりうるとの認識に立ち、教職員一人一人の意識と指導力を高め、組織的に対応する。また、いじめの防止等に向け、家庭や地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- ④ いじめが生じた際に迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結びつけることが重要であり、いじめの発生等について丁寧できめ細かな状況把握を行い、適切な対応に努める。
- ⑤ いじめの訴え等を学級担任が一人で抱え込まず、校長・副校長・生活指導主任等に適切に報告をするように徹底する。
- ⑥ 教育相談や個別の面談、児童への定期的なアンケート調査の実施など、児童一人一人の実態把握に積極的に取り組むとともに、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れるよう、その安全を確保し、周囲の児童が勇気をもっていじめに関する情報を発信できる体制を構築する。

(2) 実践的な校内研修の実施

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、毎週金曜日の「生活指導夕会」を含めて実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施する。

2 「学校いじめ対策委員会」の設置

(1) 目的

それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに密接な情報交換や連携により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導・対応に取り組む実効性のある体制を確立する。そのため、いじめ問題に対して組織的に取り組むための中核となる役割を担う「学校いじめ対策委員会」を組織し、対応に当たる。

(2) 構成員(委員)

校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・養護教諭・専科教員代表・当該担任・当該学年主任・スクールカウンセラーをもって組織する。(委員長は、生活指導主任とする)

3 段階に応じた取組

(1) 未然防止

- ① 「いじめを生まない学校づくり」を教育課程に位置付け、心の教育を重視した具体的な取組を行う学級経営の充実を図る。
- ② すべての児童が自己有用感や自己肯定感を高め、達成感をもって学校生活を送ることができるよう、日常の授業の改善及び充実に努める。
- ③ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底させる。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識をもたせる。さらに、いじめを大人に伝えることは、正しい行為であることを児童に認識させる。
- ④ 学校教育活動全体を通して、人権を尊重する教育と道徳教育を充実させながら、児童の他者への思いやりと自尊感情を育て、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることのすばらしさや喜び等について適切に指導する。また、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図ることのできる能力を育成する。
- ⑤ 児童がいじめを主体的に考え、自治的・自律的な活動(児童会活動等)を通して、児童によるいじめの防止等に向けた取組が行われるよう支援・指導を行う。

(2) 早期発見

- ① 児童の生活実態をきめ細かく把握することに努めるとともに、いじめを見付けるための積極的な取組を行う。具体的には、児童に対してふれあい月間中の「いじめアンケート調査」や日常の行動観察を通して実態を把握するとともに、保護者との連携を図る。
- ② いじめの把握に当たっては、担任・スクールカウンセラー・専門教育相談員との面談、保健室・教育相談室等の相談窓口による実態把握など児童やその保護者がいじめを訴えやすい体制の整備を進める。特に、スクールカウンセラーによる全員面接(5年生)を実施し、児童の実態把握に努める。その際、児童または保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号はどんなささいなものであっても真剣に受け止め、速やかに管理職等に報告するとともに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図る。
- ③ 校務支援システムの「日誌」の機能等を活用し、いじめに関する記録管理をするなど、教職員全体で情報を共有する取組を進める。

(3) 早期対応

- ① いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員がいじめの問題を抱え込まず、「学校いじめ対策委員会」を中心に速やかに対応する。
- ② いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童が安心して学校生活を送ることができるよう、組織的に安全確保を図る。
- ③ 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童及び保護者へ指導を行う。
- ④ いじめを見ていた児童に対して自分の問題としてとらえられるように指導する。
- ⑤ 関係機関との相談・連携を図るとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については、警察に相談する。
- ⑥ いじめを受けている児童の心理的圧迫感をしっかりと受け止めるとともに、当事者だけでなく、その友人からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ⑦ いじめを行った児童に対しては、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続する。
- ⑧ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、当該児童に対して継続して十分な注意を払い、折りにふれて必要な指導を行う。
- ⑨ いじめを受けた児童に対する親身な教育相談を一層充実させるため、担任はもとよりスクールカウンセラー等の活用や養護教諭等との連携を積極的に図る。
- ⑩ いじめを受けた児童には、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、いじめを継続させないため、心のケアのための弾力的な対応をすることもある。
- ⑪ いじめの問題については学校のみで解決することに固執せず、学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- ⑫ 学校におけるいじめへの対処方針等の情報については積極的に公表し、保護者や地域等の理解や協力を求める。

4 重大事態への対応

いじめの状況が一定の限度を超える場合等に、いじめを行う児童やいじめを受けた児童に対して次の措置を行うこともある。

- ① いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については、いじめる児童に対し、警察等適切な関係機関の協力を求める対応をとる。
- ② いじめる児童に対し、一定の期間、校内において他の児童と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導する。
- ③ 児童がけがをしたり、長期間欠席したりするなどの被害が起きた場合には、学校が調査を行い、事実関係を保護者等に伝える。
- ④ いじめを受けた児童に対し、学校がカウンセラー等の協力を得ながら継続的に支援する。
- ⑤ いじめを受けた児童に対し、児童の立場に立って緊急避難として欠席を弾力的に認める。
- ⑥ いじめを受けた児童に対し、保護者等の希望により区域外就学を認める。